

告示

埼玉県告示第百五十七号

平成十九年埼玉県告示第五百六十二号（会計管理者事務の一部委任）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

別表第一第八項第一号中「警察本部の課等」の下に「（施設課を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同表中第十三項を第十四項とし、第九項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の一項を加える。

9	警察本部施設課の出納員
一 出納員の所属する課等に係る支出負担行為のうち、規則第四十八条第二項に定める支出命令書及び支出負担行為兼支出命令書により支出の命令をするもの及び当該支出に係る精算調書により支出の命令をするものに関する確認を行うこと。	
二 出納員の所属する課等に係る誤納金又は過納金の戻出の決定に関する確認を行うこと。	
三 出納員の所属する課等に係る支出負担行為で、資金前渡及び概算払に係る精算調書の審査を行うこと。	
四 出納員の所属する課等に係る公共料金について私人に支出の事務を委託した場合において、規則第六十三条の三第二項の規定による精算調書等の提出を受けること。	
五 出納員の所属する課等に属する歳入歳出外現金の払出しの通知の審査を行うこと。	